

令和6年12月10日

(公社)富山県柔道整復師会
顧問 富山県議会議員 各位

(公社)富山県柔道整復師会
会長 木下 隆男

「光熱費等高騰対策緊急支援事業(医療分)実施に関する要望書」

柔道整復師を巡る経営環境の悪化をふまえ、弊会として次の事業実施を検討願いたく
要望書を提出申し上げます。

『実施要望事業』

光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金(医療分)として、県内各医療機関等
への支援を実施願いたい

【現状と要望事由】

柔道整復師を巡っては、次のような環境の変化がございました。

- ①「マイナンバー保険証による資格確認制度の対応義務化」をふまえ、各施術所
において、他の医療機関や薬局同様に受付環境の整備等に注力のもの。
しかしながら、その利用量増加に応じ医院等に対しては最大40万円の支給がな
されたにもかかわらず、当業界への支援支給はなされておられません。
- ②「最低賃金基準の見直し」「円安にともなう諸物価の高騰」など、経営環境は
厳しさを増しておりますが、当業界では「療養費基準」が定められており安易
に療養費に転嫁させる事もできません。

これら経営環境の悪化により、廃業やむなしとする柔道整復師も少なからず、地
域医療への維持貢献に懸念を抱くものであります。

当業界および各柔道整復師においては、「県民の健康を支え、地域とともに繁栄
する」ことを使命とするものであり、是非とも関係各機関による支援のご検討を
要望申し上げます。

※ご参考までに資料別添 東京都においては「物価高騰緊急対策支援金(各施術
所に75,000円)」として既に施策の公表があり、今月下旬より受付が開始され
るものであります。